

全国健康関係主管課長会議

健康局 生活衛生課

平成24年度生活衛生課関係予算(案)について

平成23年度予算

(単位:百万円)

【当初予算】

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金 724
→「被災営業者による被災者支援プログラムの創設」
「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律を適用し公衆浴場施設原状回復費を健康・福祉対策推進事業に追加(12/27要綱改正)(補助率:1/2)」
- 日本政策金融公庫補給金 1,532

【1次補正】

- 東日本大震災復興特別貸付の創設 2,114
- 火葬場(施設)の災害復旧に関する補助(補助率:1/2→2/3)
- 理容師・美容師養成施設の災害復旧に関する補助を創設(補助率:1/2)

【3次補正】

- 被災した生活衛生関係営業者への支援 233
- 火葬場(設備)の災害復旧に関する補助の追加(補助率:定額)
- 東日本大震災復興特別貸付の延長 3,131

平成24年度予算(案)

(単位:百万円)

【当初予算】

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金 797
(対前年度110.0%)
→「全国センターのシンクタンク機能強化」
「都道府県センターの経営指導員の人件費については事業評価等の結果を踏まえ20%の範囲内で削減」
- 環境衛生監視員研修(仮称)の創設
- 日本政策金融公庫補給金 1,587
(対前年度103.6%)
- 貸付制度の改善
→振興計画に基づき営業を行う者に対する特別利率適用施設設備の拡充(自家用発電設備等省エネ設備品目の追加)
- 保全別金利導入の円滑実施に資する生活衛生関係営業経営改善貸付(衛経)の条件緩和

<復旧・復興枠>

- 東日本大震災復旧・復興に係る経費 135
→被災した生活衛生関係営業者への営業再開支援

生活衛生関係の予算等の対応 ～震災直後から平成24年度予算(案)まで～

	予算額 (百万円)	融 資	予算額 (百万円)	補助金	備 考
震災直後の対応		災害貸付の特別措置(利率の引き下げ等) (3月12日閣議決定)			▼旅館・ホテル等への被災者の受入に係る災害救助法適用通知(3月24日発出)
		返済猶予等既往債務の条件変更など弾力運用 (3月11日事務連絡発出)			▼訪問美容・美容の特例通知(4月22日発出)等
		セーフティネット貸付の金利引き下げの延長 (4月1日から延長)			
平成23年度当初予算 (3月29日成立)	1,532	株式会社日本政策金融公庫補給金	724	生活衛生関係営業対策事業費補助金審査評価会の審査を経て内示(7月7日、9月9日) ▼「被災営業者による被災者支援プログラム」の創設 ▼「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」を適用し、公衆浴場施設原状回復費を健康・福祉対策推進事業に追加(12月27日要綱改正)(補助率:1/2)	
第1次補正予算 (5月2日成立)	2,114	振興事業促進支援融資制度の創設 (振興貸付利率から0.15%金利引き下げの措置)		火葬場(施設)の災害復旧に関する補助 (補助率:1/2→2/3)	保健衛生施設等災害復旧費 国庫補助金交付要綱 (5月2日施行)
		東日本大震災復興特別貸付の創設 (5月23日受け付け開始)		理容師・美容師養成施設の災害復旧に関する補助を創設 (補助率:1/2)	
		生活衛生関係営業経営改善貸付(衛経)の拡充 (5月23日受け付け開始)		仮設店舗の整備(中小企業庁実施)	
第2次補正予算 (7月25日成立)		東日本大震災復興特別貸付の実質無利子化(利子補給制度) (8月22日から受け付け開始)			
第3次補正予算 (11月21日成立)	3,131	二重ローン対策 (岩手県、茨城県、宮城県、青森県に相談センター及び産業復興機構設置。)	233	被災した生活衛生関係営業者への支援(生活衛生関係営業等対策事業補助金)	
平成24年度予算(案) (12月26日閣議決定)	1,587	東日本大震災復興特別貸付の延長	233	被災した生活衛生関係営業者への支援(生活衛生関係営業等対策事業補助金)	
		円高対策として、業況悪化の場合の金利引き下げや設備資金の貸付利率の引き下げ		火葬場(設備)の災害復旧に関する補助の追加 (補助率:定額)	保健衛生施設等災害復旧費 国庫補助金交付要綱 (11月21日施行)
平成24年度予算(案) (12月26日閣議決定)	1,587	日本政策金融公庫補給金 貸付制度の改善 ▼振興計画に基づき営業を行う者に対する特別利率適用施設設備の拡充 (自家用発電設備等省エネ設備品目の追加)	797	生活衛生関係営業対策事業費補助金(対前年度110.0%) ▼全国センターのシンクタンク機能の強化 ▼組合や連合会の行う衛生対策・振興事業の支援 ▼都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員の 人件費については、事業評価等の結果を踏まえ、20%の範囲内で削減	【その他】 環境衛生監視員研修(仮称)の創設(1,500万円)
		保全金利導入の円滑実施に資する生活衛生関係営業経営改善貸付(衛経)の条件緩和	135	東日本大震災復旧・復興にかかる経費【復旧・復興枠】 ▼被災した生活衛生関係営業者への営業再開支援	

生活衛生資金貸付の改正(案)

○貸付計画額の見直し

平成23年度 平成24年度
1,200億円 → 1,150億円

○生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るための補給金

平成23年度 平成24年度
15.3億円 → 15.9億円

○貸付制度

▼融資対象設備の見直し

- ・飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業の対象品目に発電設備を追加(振興事業貸付)
- ・省エネルギー設備に「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加(一般貸付・振興事業貸付)

▼振興事業促進支援融資制度の取扱延長

平成23年度に創設した振興事業促進支援融資制度の取扱期間の延長
(※振興事業促進融資制度:生活衛生同業組合員が事業計画書等を提出した場合に振興貸付特別利率よりも更に0.15%低い貸付金利を適用する制度)

▼生活衛生関係営業経営改善貸付の拡充措置の延長

貸付限度額を1,000万円から1,500万円とする取扱及び貸付期間を7年から10年以内とする取扱等を延長
(※生活衛生関係営業経営改善貸付:組合の推薦を受けて組合員が受ける無担保・無保証の低利貸付)

▼受動喫煙防止資金(健康・福祉推進貸付)取扱期間の延長

受動喫煙防止資金についての取扱期間の延長

▼東日本大震災復興特別貸付の取扱延長

平成23年度第1次補正で創設した「東日本大震災復興特別貸付」について、取扱期間の延長

○株式会社日本政策金融公庫補給金について

本経費は、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るための補給金である。

1. 平成23年度予算案 1,587,259千円(1,532,105千円) (対前年比103.6%)

- 生活衛生関係営業経営改善貸付分
396,050千円(499,612千円)
生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業者で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者に対する無担保・無保証人の貸付制度
- 新創業融資制度分
328,356千円(319,094千円)
担保提供や保証人をたてることとりわけ困難となっている創業者を支援する貸付制度
- 災害貸付分
6,286千円(4,193千円)
暴風、豪雨、豪雪等の自然現象又は大規模の火事等の災害を受けた者の営業の復旧、再開を図るための貸付制度
- 特別利率利差分
690,638千円(563,653千円)
特定の政策目的により、特定の貸付対象者・資金使途に対し、貸付金利を基準金利より引き下げている貸付制度
- 第三者保証人不要融資制度分
165,929千円(145,553千円)
第三者の保証や担保などの提供を不要とする貸付制度

2. 補給金増要因

政策的重要度の高いものについては基準利率を下回る特別利率を適用している。平成20年度に株式会社日本政策金融公庫に移行したことに伴い、基準利率と特別利率の金利差を補給金として手当している。今年度の要求は、過年度貸付分とともに新たな貸付に対する補給金を手当てするため増加となっている。
なお、これまでの裁量的経費としての取扱を改め、平成24年度から非裁量的経費とするよう認められた。

大綱の概要

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長

(2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%の特別償却を認める現行措置の適用期限を2年延長

(3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し

ドライクリーニング機の技術革新に合わせ、外付け型の活性炭吸着回収装置を対象外とし、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を新たに加え、課税標準を価格の2分の1にした上で、適用期限を2年延長

現状(要望の背景)

【生活衛生関係営業の特徴】

生衛業は国民生活に密着し、大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所(全産業589万うち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用(全従業者5,844万のうち11.4%)

- 経営基盤の安定
- 国民の衛生水準の向上

- 事業収益の低迷や国内民需の減速
- 大手チェーンストアの進出
- 新たな環境規制

政策税制(軽減措置等)

取得段階の軽減措置

保有段階の軽減措置

・共同利用施設の特別償却

・公害防止用設備の特別償却

・公害防止用設備に係る

課税標準の特例措置

- 協業化等による合理化・省力化の推進、生産性の向上(共同利用施設)
- 環境に優しい営業の推進(公害防止用設備)

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し (固定資産税)

国土交通省とりまとめ

大綱の概要

ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応

現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

税制改正要望の概要

- ◆ 対象税目 固定資産税
- ◆ 特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆ 特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものと見直す。
- ◆ 政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊(平成22年度)
国内における観光旅行消費額 30兆円(平成22年度)

ホテル・旅館の施設数

60,449施設

(平成21年3月31日現在)

【内訳】

ホテル営業 : 9,603

旅館営業 : 50,846

固定資産評価基準における経年減点補正率
基準表の経過年数

ホテル(非木造)

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	35年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	28年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	20年

新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

(平成23年7月26日健衛発0726第1号健康局生活衛生課長通知)

✓ 生活衛生同業組合の役割

- ・ 振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す
- ・ 衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導

✓ 生活衛生同業組合に加入する組合員への優遇措置

- ・ 株式会社日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 福利厚生、共済事業等の利用
- ・ 特別償却、固定資産税の減免

組合への加入・非加入は各営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられる

お願い事項

○営業者に対して、主に次の際に、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供をお願いしたい。

- ・ 都道府県(保健所)への営業の許可申請、届出に際して、
- ・ 一般融資に当たっての都道府県(又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター)が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・ その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際 など

情報提供内容(例)

別添

— 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 —

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。
 - (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
 - (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
 - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
 - (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

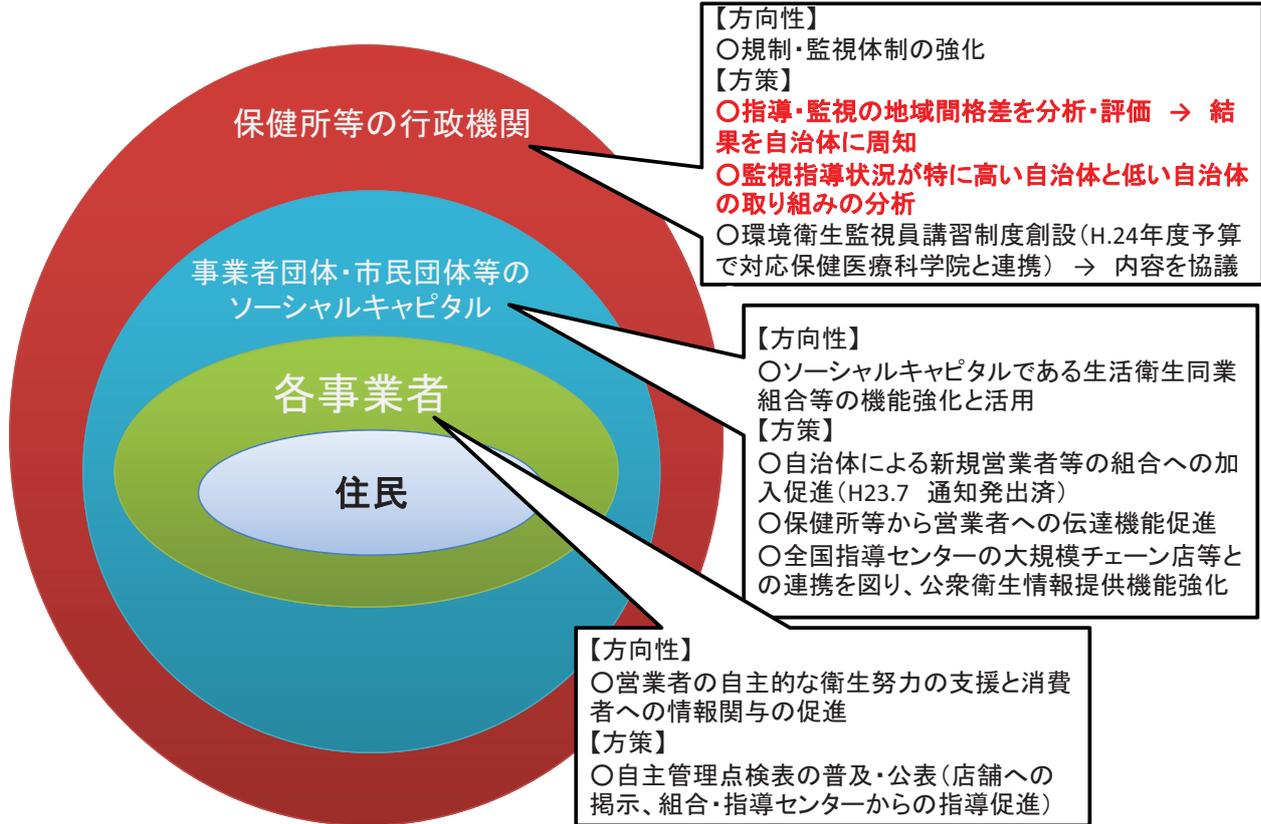
組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

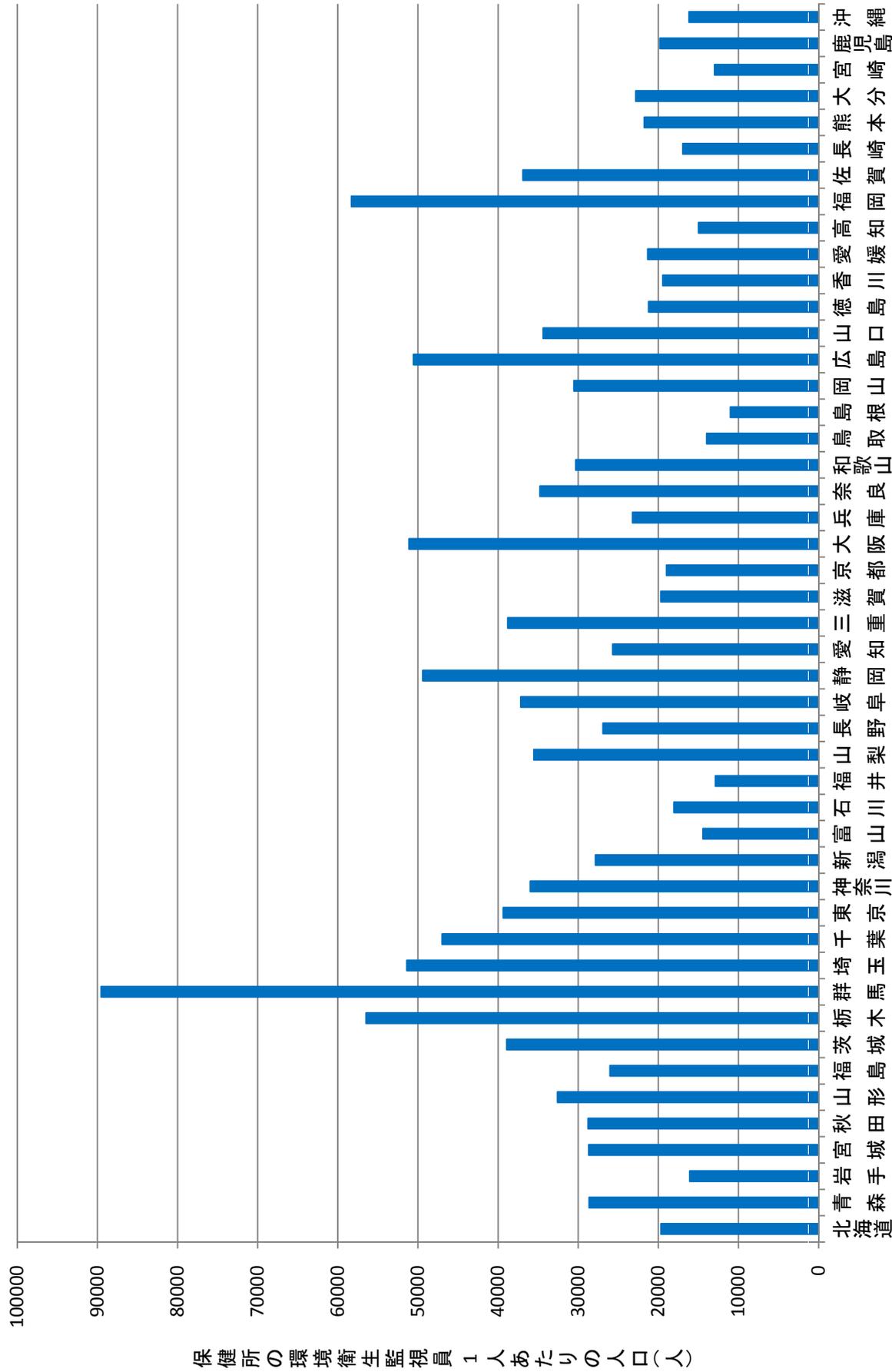
生活衛生分野の取組の方向性と方策

～快適で安心できる生活環境の確保～



平成21年度 保健所の環境衛生監視員の1人あたりの対象人口

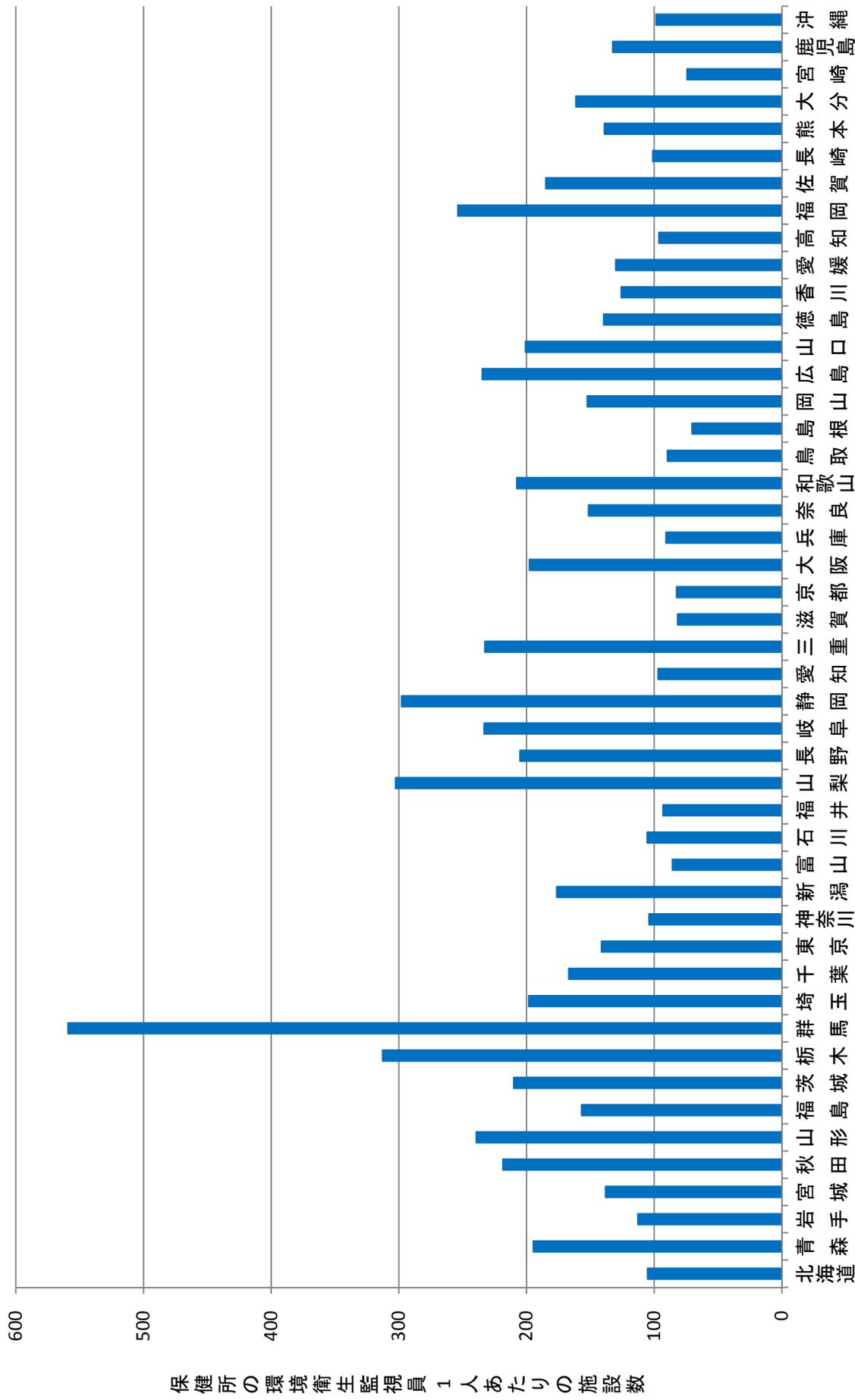
※保健所の環境衛生監視員については、専従者、兼務者の区別なし(以下のグラフにおいて同じ。)



※厚生労働省「人口動態調査」、「地域保健・健康増進事業報告」

平成21年度 保健所の環境衛生監視員1人あたりの生活衛生関係営業施設数

※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。

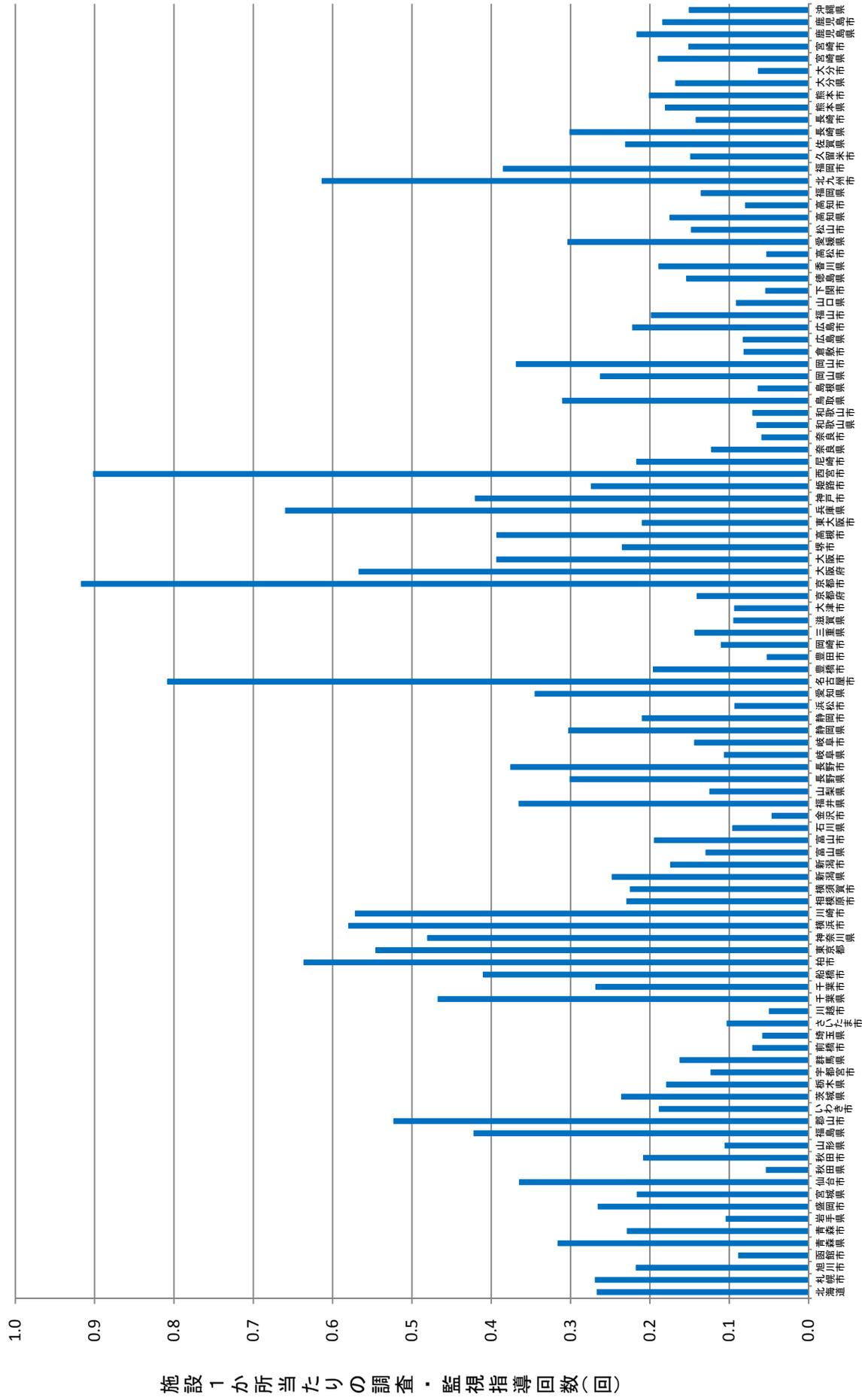


※厚生労働省：「衛生行政報告例」、「地域保健・健康増進事業報告」

平成21年度 生活衛生関係営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数

※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。

※生活衛生関係営業施設への調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。

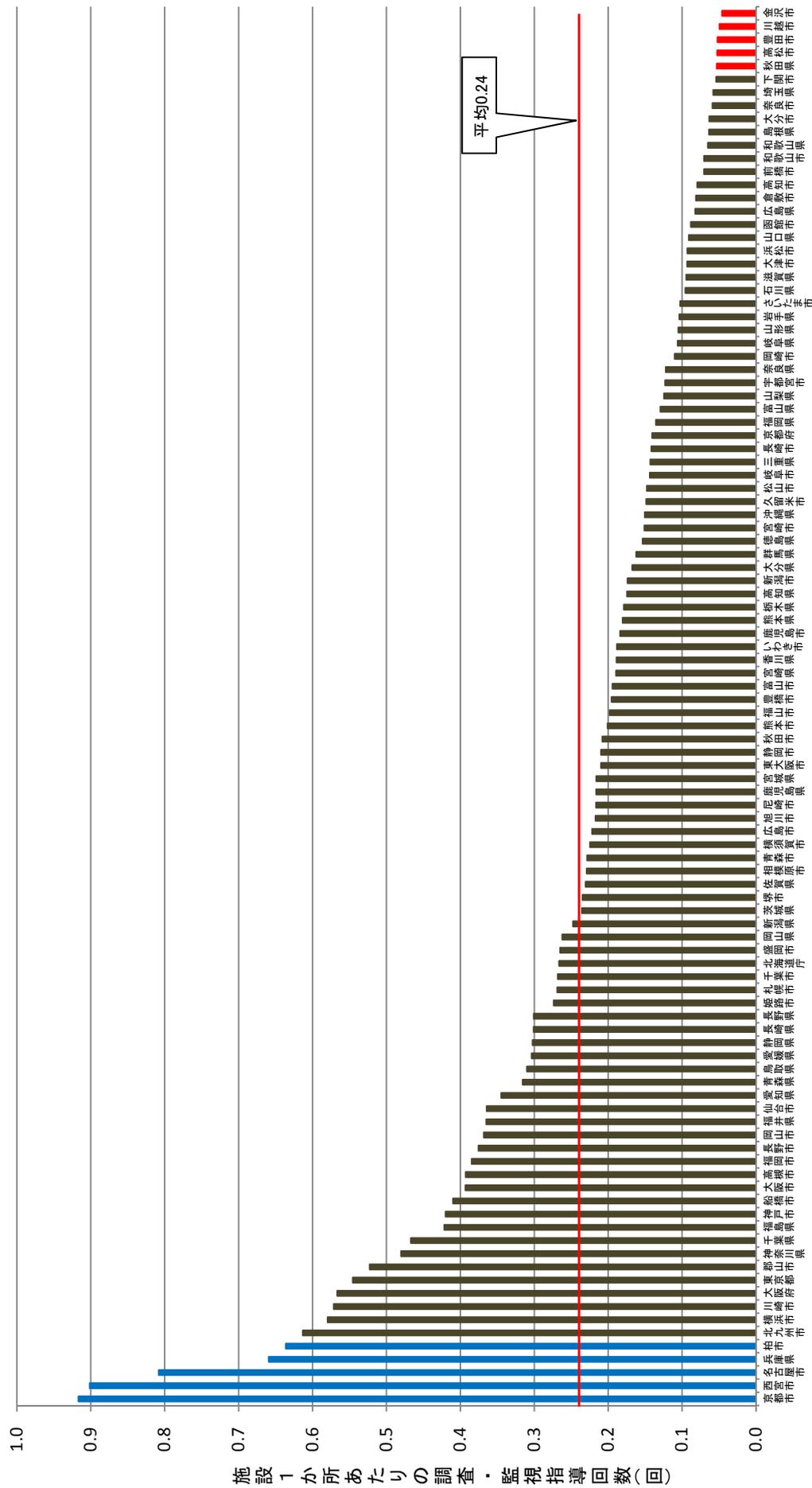


※厚生労働省：「衛生行政報告例」、「地域保健・健康増進事業報告」

平成21年度 生活衛生関係営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

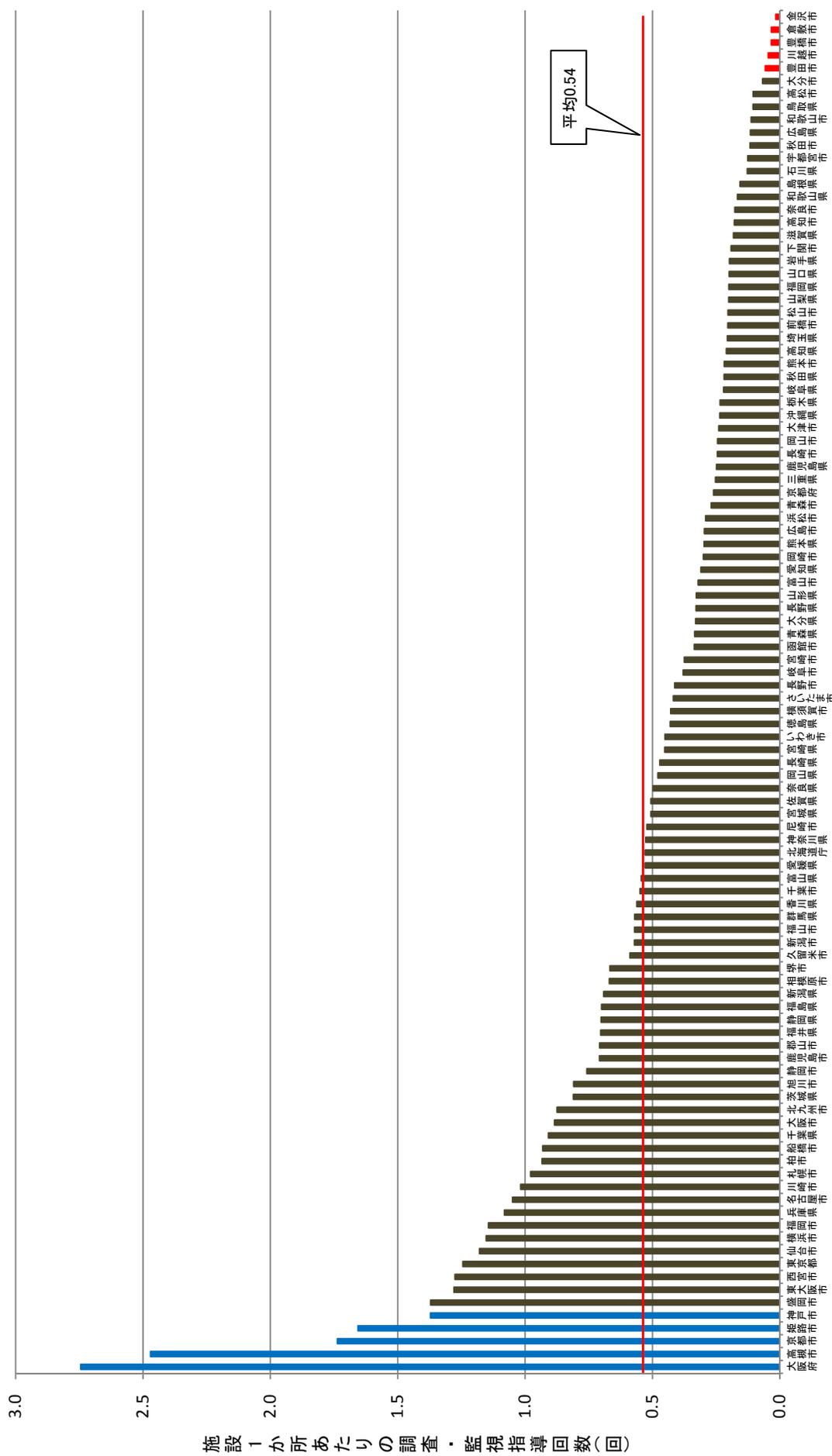
※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。

※生活衛生関係営業施設への調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



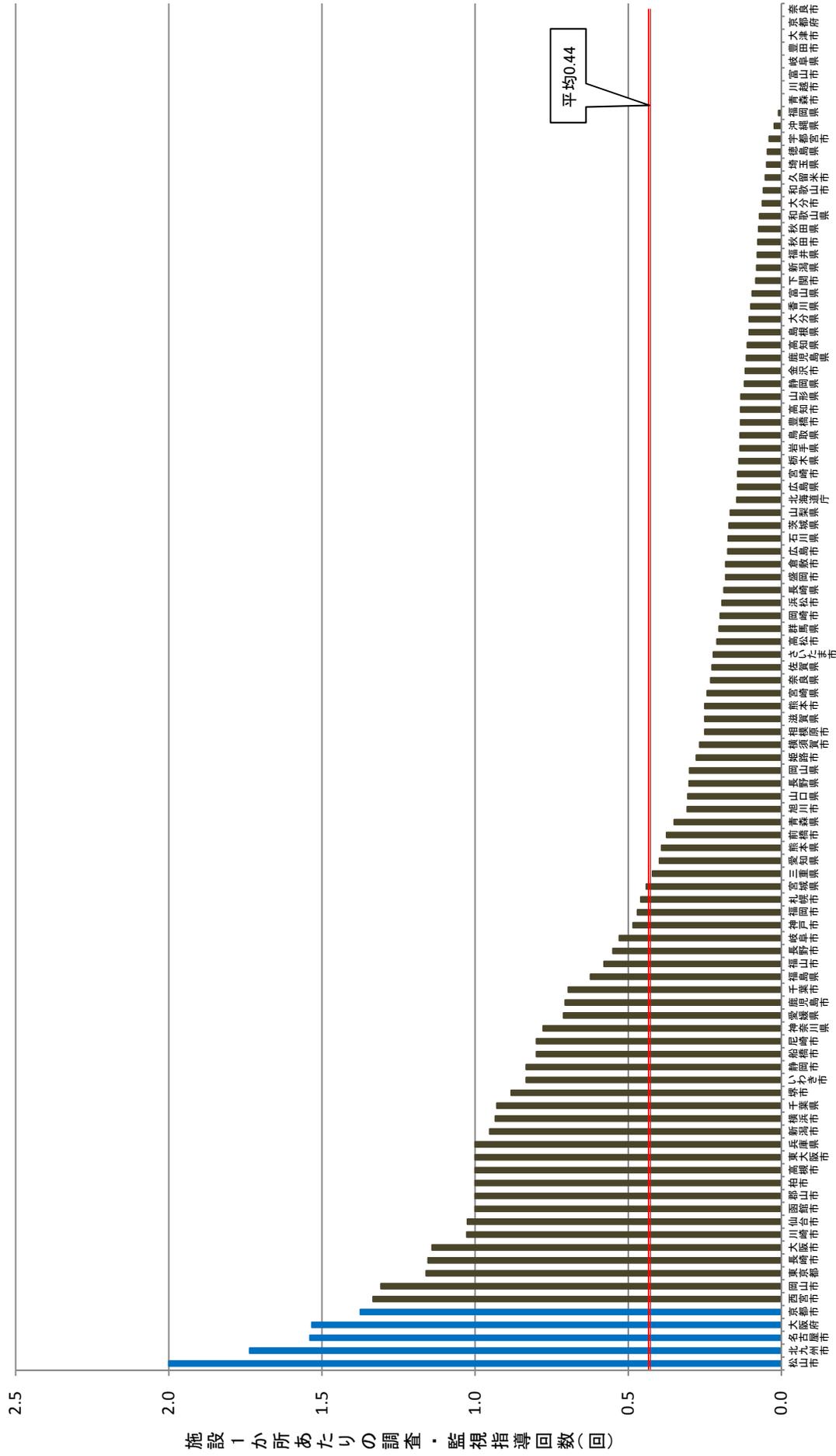
平成21年度 旅館等1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



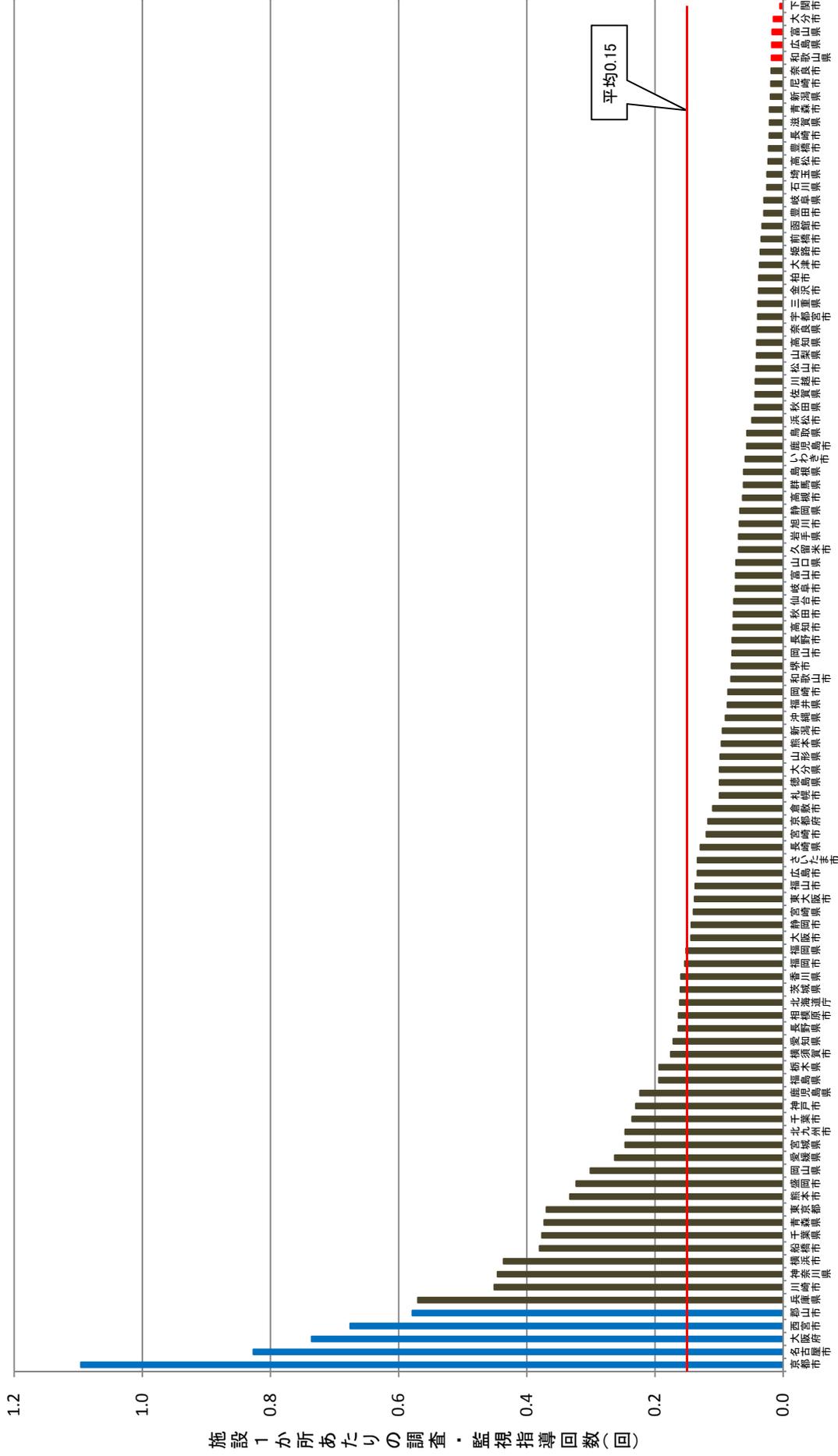
平成21年度 興行場1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



平成21年度 クリーニング所1か所あたりの 調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査・監視指導回数及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。

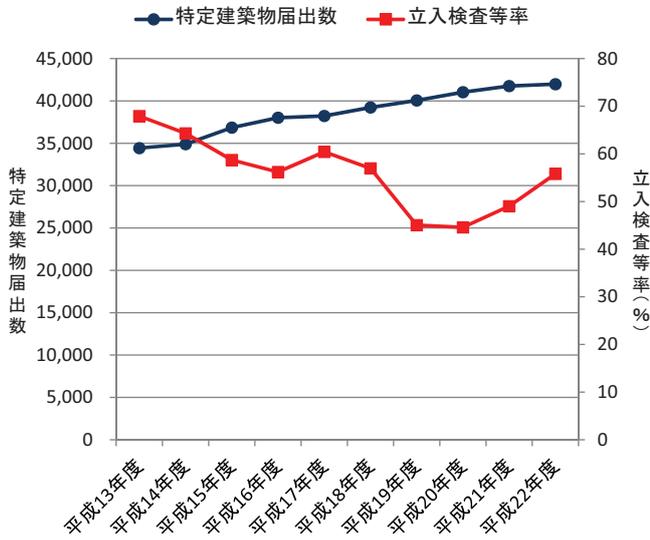


建築物衛生対策について

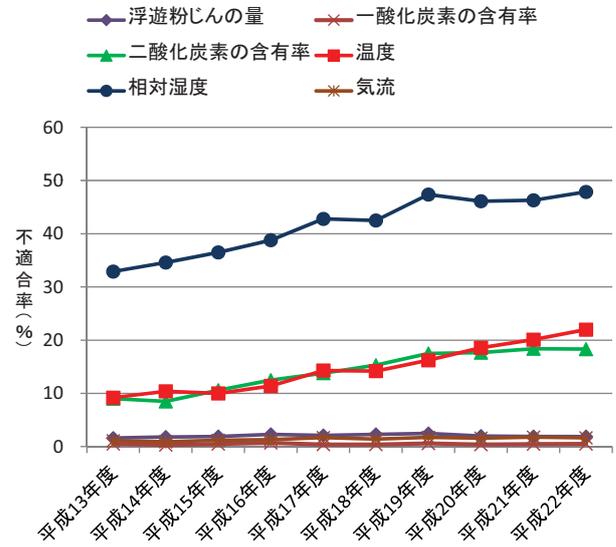
(1) 建築物等の衛生対策について

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
- ・ 立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

特定建築物届出数と立入検査等率の推移



空気環境の調整に係る不適合率の推移



(2) シックハウス対策について

- ・ シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。